

後期高齢者医療保険料の新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

1 保険料の減免の対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※①～③の要件を全て満たす方）が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の一部を減額

※保険料（税）が一部減額される要件

世帯の主たる生計維持者について…

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

◆令和4年度分の保険料の減免申請については、令和5年1月以降に基準を満たしていたか確認をし、基準外である場合は減免決定取消となります。

2 保険料の減免額

減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得合計額

C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の前年の所得合計額

D：合計所得金額に応じた減免割合

300万円以下の場合：10分の10

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の前年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。

3 申請に必要な書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

- ①減免申請書
- ②死亡診断書の写し、診断書の写し等

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

- ①減免申請書（同一世帯に属する被保険者ごとに必要）
- ②世帯主の収入状況等届出書
- ③前年中の収入所得の把握できるもの（確定申告の写し等）
 - ※公簿により確認できる場合は省略可
 - ※世帯主が被保険者以外の場合には、世帯主と被保険者両方の書類が必要
- ④本年1月から申請月の前月までの収入状況がわかるもの（事業収益のわかる資料、給与明細等）
- ⑤減免申請に係る同意書
- ⑥収入減少に伴う補填金がある場合 ※国・県などからの特別給付金は除く
（損害賠償金等の支払明細書の写し等）
- ⑦失業の場合（離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し等）
事業等の廃止の場合（公的機関への廃業届出書の写し等）
- ⑧その他必要と認める書類

※②、④及び⑤～⑧の書類は同一世帯の被保険者が同時に申請する場合は1部でかまいません。

4 申請期限

令和4年度の保険料の減免申請期限は令和5年3月31日です。

お問合せ先

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2-1

香美市役所 市民保険課 医療給付係

電話 0887-53-3115（直通）